・給料月額は9％削減とする。

（略）

【変更後】

（略）

・給料月額は7％削減とする。

（略）

二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○総務省告示第百二十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三百二十号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
総務大臣が指定する周波数は、次の表の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる周波数とする。	［同左］

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,750MHzを超え1,765MHz以下、1,845MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下㈱、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
二の項に掲げる区域	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,750MHzを超え1,765MHz以下、1,845MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,750MHzを超え1,765MHz以下、1,845MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下㈱、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
［同左］	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,750MHzを超え1,765MHz以下、1,845MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数